

新管理計画(案)の変更概要

新管理計画目次	旧管理計画該当部分	新管理計画で新しく記述した内容
(1) 利尻礼文サロベツ国立公園及び各管理計画区の概況(P1)		
利尻礼文サロベツ国立公園の自然環境・社会条件(P1)		
< 利尻礼文サロベツ国立公園の自然環境 > (P1)	第1 管理計画区設定方針	平成15年の公園区域の拡張に伴う編入部分(泥炭採掘跡地等)の自然環境について追記 植生自然度10が約3割、植生自然度9が約4割であり、原始的な自然が公園全体の約7割であることを追記
< 利尻礼文サロベツ国立公園の社会条件 > (P2)	第1 管理計画区設定方針	公園利用者数及びその推移についてリバイス 利用時期が6,7月をピークに5月から10月に集約していること、道路、鉄道、空路交通アクセスについて追記
管理計画の区分、各管理計画区の概況(P2)		
管理計画の区分(P2)	第1 管理計画区設定方針	第2回検討会です承のあった従来の4区分について、新規編入箇所を含め記述
利尻管理計画区の概況(P2)	第2 1 地域の概要	利尻山は本公園のシンボル、植物相は特異性を有し、動物相は大型哺乳類はいないが野鳥の宝庫、主な産業は漁業等について追記
礼文管理計画区の概況(P3)	第3 1 地域の概要	海蝕地形で奇岩・巨岩が続く特異な景観、植物相はレブンアツモリソウをはじめ希少種・固有種が生育する、動物相は大型哺乳類や爬虫類はいないが野鳥の宝庫、主な産業は漁業等について追記
海岸砂丘管理計画区の概況(P3)	第4 1 地域の概要	編入された幌延町、多数の湖沼群が存在する特異な景観、動物相はヒグマ、エゾシカ、ミコアイサやオジロワシ、抜海のアザラシ等について追記
サロベツ管理計画区の概況(P3)	第5 1 地域の概要	低平地における国内最大の高層湿原、地下水位低下によるササの侵入、動物相はコモチカナヘビ、トウキョウトガリネズミ、タンチョウ等、サロベツのラムサール条約湿地について、自然再生推進法に基づく自然再生、利用形態として木道の散策、主な産業は酪農等について追記
(2) 管理の基本方針(P6)		
利尻礼文サロベツ国立公園の将来目標(P6)		
	< 該当無し >	最北の国立公園としての原始的な自然環境を厳正に保護するとともに、適正な利用を図る 様々な眺望地点からの利尻山の景観を確保する 高山植物や野生動物が身近に感じられる公園とする 多様な地形・地質が楽しめる公園とする 自然環境の保護と再生に多様な主体による活動の推進を図る
利尻礼文サロベツ国立公園の管理の基本方針(P7)		
	< 該当無し >	多様な野生生物が生息・生育する原始的な自然環境、多種多様な地形・地質及び公園の景観を保全するため、これらの改変は極力抑制を図るとともに、公園利用者が安全かつ快適に享受できる施設整備や情報提供を展開する。 関係機関、パークボランティア、NPO等と連携し、自然環境の保護や再生等の活動を推進するほか、公園利用者に対する情報提供の体制の確立、地域活動による公園管理を進めるための担い手の養成・支援を行うよう努める。 原始的な自然域とその周辺の酪農や漁業等の生活空間が調和した風景を維持するよう、住民と「地域に望ましい風景」を共有し、それを基本とした景観管理を行う。また公園利用者が最北の国立公園を享受できるよう、フットパスルートの開発やホーストレッキング等新たな公園利用方策を検討する。
各管理計画区の管理方針(P8)		
(ア)利尻管理計画区(P8)	第2 2 管理の基本方針	利尻山の自然環境の保全、利尻山展望地の保全、外来生物防除の推進、登山道の整備と利用者の安全確保、情報連携体制の確立
(イ)礼文管理計画区(P8)	第3 2 管理の基本方針	寒地・高山性植物の保全、利尻山の眺望の保全、外来生物防除の推進、遊歩道の整備と維持管理、情報連携体制の確立
(ウ)海岸砂丘管理計画区(P8)	第4 2 管理の基本方針	海岸砂丘の地形及び植生の保全、利尻山の眺望を保全、外来生物防除の推進、海棲哺乳類の観察できる環境の維持、公共事業用の砂の採取可能地区の特例
(エ)サロベツ管理計画区(P9)	第5 2 管理の基本方針	泥炭地とそこに広がる湿原植生の保全、利尻山及び地平線の眺望の保全、外来生物防除の推進、自然再生事業の推進、情報連携体制の確立について新規記述

新管理計画目次	旧管理計画該当部分	新管理計画で新しく記述した内容
(3) 風致景観及び自然環境の保全に関する事項(P10)		
特に配慮すべき風致景観及び自然環境(P10)		
利尻山を望む景観(P10)	< 該当無し >	< 現況と課題 > 利尻山は国立公園のシンボルだが、その景観に支障を及ぼすおそれのある工作物の新築が懸念 < 対応方針 > 景観に支障を及ぼす工作物の新築等は、基本的には許可しない
海岸線から生育する高山植物群落(P10)	< 該当無し >	< 現況と課題 > 河岸線から固有の高山植物を観察できるが、踏み荒らしや外来植物の侵入等の課題がある < 対応方針 > 公園利用者に対する普及啓発、GW事業やPV等と協力的な駆除活動等を推進
サロベツ原野の自然環境(P11)	< 該当無し >	< 現況と課題 > 日本最大の高層湿原地帯、希少な動物相を有するが、湿原の乾燥化による自然環境への影響 < 対応方針 > 自然再生全体構想に基づく、関係機関、研究機関と連携した再生事業、住民参加の促進
公園内に生息する野生動物の保護と管理(P12)	< 該当無し >	< 現況と課題 > 豊富な鳥相、海棲哺乳類が生息するが、漁業被害を及ぼす場合もある < 対応方針 > 繁殖地等に影響する開発行為の制限や生息環境の保全、海棲哺乳類は観察対象として適切な対応
砂丘林及び砂丘林帯湖沼湿原群の保全(P13)	< 該当無し >	< 現況と課題 > 砂丘列毎の異なった林相、多数の湖沼が見られるが、水位低下、樹木の枯損、地盤の流出の問題 < 対応方針 > 水位低下には再生協議会で対策協議。地盤の流出には、土石採取事業者に配慮を求める
関連施策との連携(P14)		
(ア) 鳥獣保護法に基づく野鳥の保護(P14)		サロベツ国指定鳥獣保護区、道指定鳥獣保護区について新規記述
(イ) 種の保存法に基づくレプンアツモリソウ保護増殖(P14)		レプンアツモリソウ保護増殖について新規記述
(ウ) 外来生物法により指定された特定外来生物の防除(P15)		特定外来生物オオハングンソウに対するGW事業及びPVの協力を得た駆除作業等について新規記述
(エ) 自然再生推進法に基づく上サロベツ自然再生協議会(P16)	< 該当無し >	サロベツ自然再生協議会及び環境省の自然再生について新規記述
(オ) サロベツ原野のラムサール条約湿地登録(P16)		2005年に登録されたサロベツ原野について新規記述
(カ) 文化財保護法に基づく自然保護施策(P16)		道指定の史跡名勝天然記念物について新規記述
(キ) 森林法に基づく森林の保護(P16)		保護林、レクの森について新規記述
(ク) 景観法等関連施策との連携(P17)		「景観法」に基づく景観計画との連携について記述
(4) 適正な公園利用の推進に関する事項(P18)		
公園施設の利用及び維持管理(P18)		
< 利尻管理計画区 > (P18)	第2 4 地域の開発、整備に関する事項	周遊観光施設、登山道施設、一般公共施設について新規記述
< 礼文管理計画区 > (P20)	第3 4 地域の開発、整備に関する事項	周遊観光施設、遊歩道・登山道施設、一般公共施設について新規記述
< 海岸砂丘管理計画区 > (P21)	第4 4 地域の開発、整備に関する事項	自然公園施設、一般公共施設について新規記述
< サロベツ管理計画区 > (P22)	第5 4 地域の開発、整備に関する事項	自然公園施設、一般公共施設について新規記述
利用の制限		
(ア) スノーモビルの乗入制限(P23)	第2～4 5 利用者の指導等に関する事項 6 美化清掃計画	道路や広場以外へのスノーモビルの乗り入れを規制するよう関係機関と連携を新規記述
(イ) 携帯トイレ利用と持ち帰り(P23)		利尻山登山者に対して携帯トイレの利用を呼びかけ、普及啓発を図ることについて新規記述
(ウ) ゴミの持ち帰り(P23)		ゴミの放置は野生生物へ影響を及ぼすことから関係機関と連携して、ゴミの持ち帰りを促すことについて追記
(エ) 登山道・遊歩道の利用制限(P23)		ストック使用による木道や登山道の破損を防ぐため、ストップキャップの使用を呼びかけることについて新規記述
(オ) レプンアツモリソウ群生地等への立入規制(P24)		レプンアツモリソウを含む希少な寒地・高山性植物の踏み荒らしを防ぐため、立入規制を検討することを追記
(カ) 湿原等内の禁煙(P24)		炭火災、森林火災の予防のため、利用者に対し禁煙を呼びかけることについて新規記述
普及啓発(P24)		
(ア) 環境教育の場の提供(P24)	第2～4 5 利用者の指導等に関する事項	自然環境の特徴を示す解説板を設置、地域の担い手育成のための条件整理を新規記述
(イ) 関係機関等との連携の強化(P24)		関係機関等の連携による情報の集約と発信、フェリーターミナル等の公園事業以外の施設との連携等について追記
(ウ) 自然観察会等の環境教育に資するソフトの充実(P26)		バリアフリーの精神を取り入れた自然観察会、パークボランティアの活動やその養成等について追記

新管理計画目次	旧管理計画該当部分	新管理計画で新しく記述した内容
(5) 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項(P27-61)		
許可、届出等取扱方針		
利尻、礼文、海岸砂丘、サロベツ管理計画区	第2～5 3(1) 許可、届出等取扱方針	基本方針に基づいて加除修正
公園事業取扱方針		
利尻、礼文、海岸砂丘、サロベツ管理計画区	第2～5 3(2) 公園事業取扱方針	基本方針に基づいて加除修正
(6) その他国立公園の適正な保護と利用に必要な事項(P62)		
環境省所管地及び所管施設に関する事項(P62)		
(ア) 所管地内の利用施設に関する事項(P62)		所管地の貸付け、立入り、所管地内のペットの同伴、利用者指導について記述
(イ) 所管地内の保護施設に関する事項(P63)	第5 5 土地及び事業施設の管理に関する事項	自然再生施設の木道及び防護柵について新規記述
(ウ) その他所管施設に関する事項(P63)		環境省施設整備による看板、指導標について定期的に更新、管理することを新規記述
その他公園管理において留意すべき事項(P63)	第2～5 7 その他の関連事項	
(ア) 科学的根拠による管理(P63)	<該当無し>	自然保護官事務所においては、自然環境の変化を調査監視し、常に順応的な対応を迅速にとる等について記述
(イ) ボランティア、NPO活動等との連携および担い手の育成(P63)	<該当無し>	自治体やNPO等と協働した国立公園管理ができるよう、情報交換等ができる協力体制づくりを行う等について記述
(ウ) 広報活動の展開(P65)	<該当無し>	地域ルール等、公園利用者等に事前に情報提供できるよう戦略的な広報を行う等について記述
(エ) アクティブレンジャー(P65)	<該当無し>	現地業務や自然公園指導員等のボランティアとの連絡調整等の役割について記述
(オ) グリーンワーカー事業(P65)	<該当無し>	GW事業により国立公園管理を進め、地域の管理体制づくりや自然に対する普及啓発を図ることについて記述
(カ) 高山植物培養センターとの協力体制(P66)	第3 7 その他の関連事項	礼文町が設置している「高山植物培養センター」との協働について記述
(キ) 国立公園外における外来種対策(P66)	<該当無し>	地域全体で取り組む必要、特に礼文島においては、地域系統種の緑化等、関係機関に協力を求める等について記述
追補(67)		